

令和4年第1回志布志市議会臨時会会議録
目 次

第1号（2月21日）	頁
1. 議事日程	4
2. 出席議員氏名	5
3. 欠席議員氏名	5
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	5
5. 議会事務局職員出席者	5
6. 開 会・開 議	6
7. 日程第1 仮議席の指定	6
8. 日程第2 議長の選挙	7
9. 日程第3 議席の指定	8
10. 日程第4 会議録署名議員の指名	8
11. 日程第5 会期の決定	8
12. 日程第6 副議長の選挙	9
13. 日程第7 常任委員の選任	11
14. 日程第8 議会運営委員の選任	12
15. 散 会	12
第2号（2月22日）	頁
1. 議事日程	13
2. 出席議員氏名	14
3. 欠席議員氏名	14
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	14
5. 議会事務局職員出席者	14
6. 開 議	15
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	15
8. 日程第2 曾於南部厚生事務組合議会議員の選挙	15
9. 日程第3 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙	16
10. 日程第4 大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙	17
11. 日程第5 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙	17
12. 日程第6 曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙	18
13. 日程第7 選挙管理委員及び補充員の選挙	19
14. 日程第8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて	

	(令和3年度志布志市一般会計補正予算(第11号))	20
15.	日程第9 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて	29
16.	追加日程第1 発議第1号 広報等調査特別委員会の設置について	30
17.	日程第10 閉会中の継続調査申出について(議会運営委員長)	31
18.	閉会	32

令和4年第1回志布志市議会臨時会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	内 容
2月21日	月	本 会 議	開会 会期の決定 議長の選挙 副議長の選挙 各常任委員の選任 議会運営委員の選任
22日	火	本 会 議	一部事務組合議会議員の選挙 選挙管理委員及び補充員の選挙 議案上程 討論・採決 閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
	議長の選挙
	議席の指定
	副議長の選挙
	常任委員の選任
	議会運営委員の選任
	曾於南部厚生事務組合議会議員の選挙
	曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙
	大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙
	曾於地区介護保険組合議会議員の選挙
	曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙
	選挙管理委員及び補充員の選挙
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度志布志市一般会計補正予算(第11号))
同意第1号	監査委員の選任につき同意を求めることについて
発議第1号	広報等調査特別委員会の設置について
	閉会中の継続調査申出について(議会運営委員長)

令和4年第1回志布志市議会臨時会会議録（第1号）

期 日：令和4年2月21日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長の選挙
- 日程第3 議席の指定
- 日程第4 会議録署名議員の指名
- 日程第5 会期の決定
- 日程第6 副議長の選挙
- 日程第7 常任委員の選任
- 日程第8 議会運営委員の選任

出席議員氏名 (20名)

1番 永田 梓	2番 栢山 晋司
3番 稲付 洋平	4番 隈元 香穂子
5番 南 利尋	6番 市ヶ谷 孝
7番 青山 浩二	8番 野村 広志
9番 八代 誠	10番 小辻 一海
11番 持留 忠義	12番 平野 栄作
13番 西江園 明	14番 丸山 一
15番 玉垣 大二郎	16番 鶴迫 京子
17番 小野 広嗣	18番 東 宏二
19番 小園 義行	20番 福重 彰史

○

欠席議員氏名 (0名)

○

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名 (0名)

○

議会事務局職員出席者

事務局長 藤後 広幸	次 長 松永 憲一
調査管理係長 大田 和隆	議事係長 末原 和幸

午前10時00分 開会 開議

○事務局長（藤後広幸君） 議会事務局長の藤後でございます。

本臨時会は、一般選挙後、最初の議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の西江園明議員を御紹介申し上げます。

西江園議員、議長席へお着きください。

○臨時議長（西江園 明君） ただいま御紹介いただきました西江園でございます。地方自治法の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから、令和4年第1回志布志市議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます



日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（西江園 明君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。



○臨時議長（西江園 明君） これから議長選挙を行うにあたり、立候補者の所信表明のため発言を許可します。どなたか立候補される方はありませんか。

○12番（平野栄作君） 改めましてこんにちは。平野栄作と申します。今回議長選への立候補にあたり、挨拶の機会をいただきましたことをまずもってお礼を申し上げます。

それでは私が市議会議長へ立候補するにあたり、所信を述べさせていただきます。

これまで市議会議員として3期12年間、市民の負託に応えるべく、議員活動を展開してまいりました。この間、本市議会におきましては、議会基本条例の制定及び改正、会派制の導入、予算委員会の在り方検討、様々な点での改善が進められてきたところです。しかし、まだ細部にわたって見直しや改善すべき点多々見受けられ、市民の負託を受けた議員として、議会での活動が市民に分かりやすく、開かれた議会づくりも視野に入れ、今後も努力を傾注してまいり所存でございます。

議会運営につきましては、議会基本条例に基づき、公正・公平に心がけるとともに、さらなる議会の活性化と二元代表制としての市政の監視役としての役割を十分発揮できるよう取り組んでまいります。

最後になりますが、今後ますます成長が望める本市ではありますが、一方、少子高齢化や一昨年から続く新型コロナウイルス感染の影響が継続している中において、市民の負託に応えるためにも、ここにいらっしゃる議員の皆様方と一緒に、これまでにもまして汗をかける議会づくりに邁進してまいり覚悟であります。

どうか皆様方の御賛同と御支持を賜りますよう心からお願い申し上げます、所信表明とさせていただきます。ありがとうございます。

○臨時議長（西江園 明君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（西江園 明君） 以上で、立候補者の所信表明を終わります。

—————○—————

日程第2 議長の選挙

○臨時議長（西江園 明君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口の閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○臨時議長（西江園 明君） ただいまの出席議員は20人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に永田梓さん及び栢山晋司君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配布）

○臨時議長（西江園 明君） 投票用紙の配布漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（西江園 明君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○臨時議長（西江園 明君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○事務局長（藤後広幸君） それでは順をお願いいたします。

1番、永田梓議員。2番、栢山晋司議員。3番、稲付洋平議員。4番、隈元香穂子議員。5番、南利尋議員。6番、市ヶ谷孝議員。7番、青山浩二議員。8番、野村広志議員。9番、八代誠議員。10番、小辻一海議員。11番、持留忠義議員。12番、平野栄作議員。14番、丸山一議員。15番、玉垣大二郎議員。16番、鶴迫京子議員。17番、小野広嗣議員。18番、東宏二議員。19番、小園義行議員。20番、福重彰史議員。13番、西江園明議員。

○臨時議長（西江園 明君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（西江園 明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。永田梓さん及び栢山晋司君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○臨時議長（西江園 明君） 選挙の結果を報告します。

投票総数20票、有効投票20票、無効投票0票です。有効投票のうち、平野栄作君20票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票です。したがって、平野栄作君が議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

○臨時議長（西江園 明君） ただいま議長に当選されました平野栄作君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。当選人の発言を求めます。

○12番（平野栄作君） ただいま議長当選の告知をいただきました。本当にありがとうございます。告知をいただきまして、議長という職責の重さを今大変痛感いたしております。今後2年間という期間ではございますが、皆様と一緒にこの議会を活性化して、市民の負託に応える議会づくりに邁進してまいりたいと思います。どうか最後の最後まで御協力よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○臨時議長（西江園 明君） 新しい議長が決まりましたので、議事進行を交代します。御協力ありがとうございました。

平野議長、議長席にお進みください。

ここで、しばらく休憩いたします。

○

午前10時17分 休憩

午前10時18分 再開

○

○議長（平野栄作君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまからの議事日程は、お手元に配布した議事日程第1号の2のとおりであります。

○

日程第3 議席の指定

○議長（平野栄作君） 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、お手元に配布しました議席表のとおり指定いたします。

○

日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、永田梓さんと栞山晋司君を指名いたします。

○

日程第5 会期の決定

○議長（平野栄作君） 日程第5、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日から明日までの2日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から明日までの2日間と決定いたしました。

—————○—————

○議長（平野栄作君） これから副議長選挙を行うにあたり、立候補者の所信表明のため発言を許可します。

どなたか立候補される方はありますか。

○15番（玉垣大二郎君） このたび志布志市議会副議長に立候補いたしました玉垣大二郎でございます。先ほど当選されました議長の議会改革への考えを実現するための一翼を担わせていただきたく立候補いたしました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私自身、今回の選挙活動で、市民の皆様の議会に対する願望や市政に対する要望など、コロナ禍の自粛で疎遠になっていた市民の皆様の厳しい声を多くいただきました。本来、このような声を市政に反映させるのが議会であり、広報・公聴の重要性を再認識したところでもあります。このことで市民に寄り添った議会の運営をしていかなければならないと痛感したところでもあり、そのような議会を議長と皆様の下、築いていかなければならないと考えたところでもあります。議長の考えておられる新しい議会を構築するために、副議長として一緒に取り組んでまいりたいと思っております。皆様の御支援どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 以上で、立候補者の所信表明を終わります。

—————○—————

日程第6 副議長の選挙

○議長（平野栄作君） 日程第6、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（平野栄作君） ただいまの出席議員は20人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に永田梓さん及び栢山晋司君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配布）

○議長（平野栄作君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（平野栄作君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○事務局長（藤後広幸君） それでは順にお願いいたします。

1番、永田梓議員。2番、栢山晋司議員。3番、稲付洋平議員。4番、隈元香穂子議員。5番、南利尋議員。6番、市ヶ谷孝議員。7番、青山浩二議員。8番、野村広志議員。9番、八代誠議員。10番、小辻一海議員。11番、持留忠義議員。13番、西江園明議員。14番、丸山一議員。15番、玉垣大二郎議員。16番、鶴迫京子議員。17番、小野広嗣議員。18番、東宏二議員。19番、小園義行議員。20番、福重彰史議員。12番、平野栄作議員。

○議長（平野栄作君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。永田梓さん及び栢山晋司君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（平野栄作君） 選挙の結果を報告します。

投票総数20票、有効投票20票、無効投票0票です。有効投票のうち、玉垣大二郎君20票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票です。したがって、玉垣大二郎君が副議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（平野栄作君） ただいま副議長に当選されました玉垣大二郎君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

当選人の発言を求めます。

○15番（玉垣大二郎君） このたびは本当にありがとうございました。皆様の御支持を受けまして、副議長職を拝命することができました。改めまして身の引き締まる思いがしております。議長が進められます議会改革を、誠心誠意をもって取り組んでまいりたいと思っておりますので、これからも議員各位の御協力をよろしくお願ひしまして、挨拶に代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（平野栄作君） ここで、しばらく休憩いたします。

○

午前10時31分 休憩

午前11時20分 再開



○議長（平野栄作君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。



日程第7 常任委員の選任

○議長（平野栄作君） 日程第7、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任につきましては、委員会の定数も限られており希望に添えず御不満もあろうかと思っておりますが、御理解いただきますようお願い申し上げます。

お諮りします。常任委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員はお手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、各常任委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において各常任委員会を招集いたします。

これより、第一委員会室で産業建設常任委員会、第二委員会室で文教厚生常任委員会、第三委員会室で総務常任委員会を開きます。その後、議場で予算常任委員会を開きます。

ここで、しばらく休憩いたします。



午前11時21分 休憩

午前11時54分 再開



○議長（平野栄作君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告いたします。

総務常任委員会、委員長、青山浩二君、副委員長、南利尋君。文教厚生常任委員会、委員長、丸山一君、副委員長、持留忠義君。産業建設常任委員会、委員長、西江園明君、副委員長、小辻一海君。以上であります。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、予算常任委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において予算常任委員会を招集いたします。

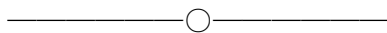
これより、議場で予算常任委員会を開きます。

ここで、しばらく休憩いたします。

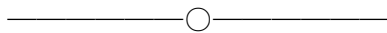


午前11時55分 休憩

午前11時56分 再開



○議長（平野栄作君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
予算常任委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告いたします。
委員長に玉垣大二郎君、副委員長に青山浩二君。以上であります。



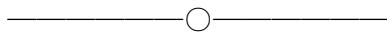
日程第8 議会運営委員の選任

○議長（平野栄作君） 日程第8、議会運営委員の選任を行います。
お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

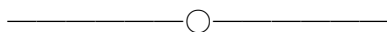
○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員はお手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、議会運営委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において議会運営委員会を招集いたします。
これより、第二委員会室で議会運営委員会を開きます。
ここで、しばらく休憩いたします。

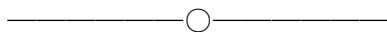


午前11時57分 休憩

午後0時04分 再開



○議長（平野栄作君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
議会運営委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告いたします。
委員長に野村広志君、副委員長に市ヶ谷孝君。以上であります。



○議長（平野栄作君） 以上で、本日の日程は終了しました。
明日は、午前10時から本会議を開きます。
本日はこれで散会します。
どうもお疲れさまでした。

午後0時05分 散会

令和4年第1回志布志市議会臨時会会議録（第2号）

期 日：令和4年2月22日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 曾於南部厚生事務組合議会議員の選挙
- 日程第3 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙
- 日程第4 大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙
- 日程第5 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙
- 日程第6 曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙
- 日程第7 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 日程第8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度志布志市一般会計補正予算（第11号）)
- 日程第9 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第1 発議第1号 広報等調査特別委員会の設置について
- 日程第10 閉会中の継続調査申出について（議会運営委員長）

出席議員氏名 (20名)

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史

○

欠席議員氏名 (0名)

○

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
総 務 課 長 北 野 保	財 務 課 長 折 田 孝 幸
福 祉 課 長 木 村 勝 志	

○

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 大 田 和 隆	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、永田梓さんと栢山晋司君を指名いたします。



日程第2 曾於南部厚生事務組合議会議員の選挙

○議長（平野栄作君） 日程第2、曾於南部厚生事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

曾於南部厚生事務組合議会議員に、永田梓さん、稲付洋平君、鶴迫京子さん、小園義行君の4名を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました4名を曾於南部厚生事務組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました4名が曾於南部厚生事務組合議会議員に当選されました。

ただいま曾於南部厚生事務組合議会議員に当選されました4名が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

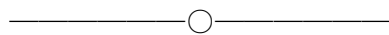
ここで、当選人の発言を求めます。

○1番（永田 梓さん） ただいま御指名をいただきました永田でございます。曾於南部厚生事務組合議会議員として、任期を全うして努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○3番（稲付洋平君） ただいま紹介いただきました稲付洋平でございます。曾於南部厚生事務組合議会議員として精いっぱい努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○16番（鶴迫京子さん） 曾於南部厚生事務組合議会議員として御指名いただきまして感謝申し上げます。任期を一生懸命、誠心誠意全うしていきたくと思います。よろしくよろしくお願いいたします。

○19番（小園義行君） ただいま曾於南部厚生事務組合議会議員に当選させていただきました小園義行でございます。全力で職務に励みたいと思います。よろしくお願いいたします。



日程第3 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙

○議長（平野栄作君） 日程第3、曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員に、持留忠義君、小野広嗣君、東宏二君の3名を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました3名を曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました3名が曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員に当選されました。

ただいま曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員に当選されました3名が議場におられます。

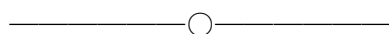
会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで、当選人の発言を求めます。

○11番（持留忠義君） ただいま指名を受けました曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員として、職務を全うします。どうかよろしくお願いいたします。

○17番（小野広嗣君） ただいま議長より指名推選をいただき、承認をいただきましたことを心より感謝申し上げます。曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員として、その職責をしっかりと果たしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○18番（東 宏二君） ただいま当選させていただきました東でございます。曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員として、2回目でございますのでしっかりと頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。



日程第4 大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙

○議長（平野栄作君） 日程第4、大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

大隅曾於地区消防組合議会議員に、青山浩二君、平野栄作の2名を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました2名を大隅曾於地区消防組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました2名が大隅曾於地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま大隅曾於地区消防組合議会議員に当選しました2名が議場におりますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで、当選人の発言を求めます。

○7番（青山浩二君） ただいま大隅曾於地区消防組合議会議員として御指名をいただきました。職責をしっかりと全うしてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（平野栄作君） 平野でございます。1期目の前半に、消防組合の議会議員ということで2年間務めさせていただきました。今回もまた2年間、一生懸命職務を全うしてまいりたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。



日程第5 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙

○議長（平野栄作君） 日程第5、曾於地区介護保険組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。曾於地区介護保険組合議会議員に、栢山晋司君、市ヶ谷孝君の2名を指名いたします。お諮りします。ただいま議長において指名いたしました2名を曾於地区介護保険組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました2名が曾於地区介護保険組合議会議員に当選されました。

ただいま曾於地区介護保険組合議会議員に当選されました2名が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで、当選人の発言を求めます。

○2番（栢山晋司君） 御承認いただきましてありがとうございます。栢山晋司です。曾於地区介護保険組合議会議員として、地域のため職務を全うさせていただきたいと思っております。御指導、御鞭撻、どうぞよろしくお願いいたします。

○6番（市ヶ谷 孝君） ただいま当選の告知をいただきました市ヶ谷でございます。期間が空いておりますけれども、今回2回目の選任ということになります。近年、重要度が増すこの曾於地区介護保険組合議会の一員として、前回の経験を生かしながら、より一層努めてまいります。よろしくお願いいたします。

—————○—————

日程第6 曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙

○議長（平野栄作君） 日程第6、曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。曾於北部衛生処理組合議会議員に、福重彰史君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました1名を曾於北部衛生処理組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました1名が曾於北

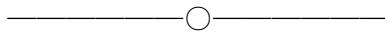
部衛生処理組合議会議員に当選されました。

ただいま曾於北部衛生処理組合議会議員に当選されました1名が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで、当選人の発言を求めます。

○20番（福重彰史君） ただいま指名がありました福重彰史でございます。曾於北部衛生処理組合議会議員をお受けいたします。よろしくお願い申し上げます。



日程第7 選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（平野栄作君） 日程第7、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

本件は、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、選挙管理委員及び補充員の選挙を行うものであります。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員に、楠川昭博君、米田司春君、高吉玲子さん、上原登君、以上4名を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました4名の方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました4名の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、補充員を指名いたします。補充員は、順位を付けて指名いたします。

第1位、横山繁君、第2位、福留榮行君、第3位、中山八重子さん、第4位、大江俊二君、以上4名を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました4名の方を補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました4名の方が補充員に当選されました。

○議長（平野栄作君） お諮りします。日程第8、承認第1号及び日程第9、同意第1号、以上2件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号及び同意第1号の2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○
日程第8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度志布志市一般会計補正予算（第11号））

○議長（平野栄作君） 日程第8、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業等の実施に伴い、緊急に令和3年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、令和3年12月24日に令和3年度志布志市一般会計補正予算（第11号）を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） 承認第1号、令和3年度志布志市一般会計補正予算（第11号）について、その内容を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に9億7,402万3,000円を追加し、予算の総額を313億1,649万8,000円としております。

それでは、歳入歳出予算について御説明申し上げます。予算書の5ページをお開きください。

まず、歳入予算でございますが、15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金、1節、社会福祉費補助金は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業を6億8,120万円、事務費を985万2,000円それぞれ計上しております。

2節、児童福祉費補助金は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業を2億6,250万円、事務費を103万6,000円それぞれ増額、保育士等处遇改善臨時特例交付金を843万7,000円計上しております。

7節、生活困窮者自立支援金支給事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業を1,086万円、事務費を13万8,000円それぞれ増額しております。

次に歳出予算でございますが、予算書は6ページ、補正予算説明資料は1ページをお開きくだ

さい。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、市町村民税均等割非課税世帯等に対して特別給付金を支給する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業を6億9,105万2,000円計上しております。

説明資料は2ページをお開きください。

総合支援資金の再貸付が終了するなど、特例貸付を利用できない世帯に対し、就労等による自立を支援するため支給する新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の事業内容の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業を1,099万8,000円増額しております。

予算書は7ページ、説明資料は3ページになりますが、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は、令和4年2月から3月までの間、放課後児童支援員及び補助員に対して3%程度の賃金改善を行う放課後児童クラブに対して、当該賃金改善を行うために必要な経費を補助する放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業を121万円計上しております。

説明資料は4ページをお開きください。

2目、児童措置費は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯を支援する観点から、高校生世代までの子供がいる世帯に対し追加で支給するため、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業を2億6,353万6,000円増額しております。

説明資料は5ページになりますが、4目、保育所費は、先ほど説明しました放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業と同様の目的で、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業を722万7,000円計上しております。

以上が、補正予算（第11号）の内容でございますが、詳細につきましては説明資料を御参照ください。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○20番（福重彰史君） まず第一点目ですけれども、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業ですが、この中で、いわゆる家計急変世帯というのが入っているわけですが、この家計急変世帯というものについては、令和3年度市町村民税均等割が非課税である世帯と同様の事情があると認められる世帯というふうになっておりますけれども、このことについてどのように把握され、判断をされたのかということが1点。そしてまた、申請期限は令和4年9月30日までとなっておりますけれども、対象世帯は620世帯と見積もった根拠は何であるのか。

それから、これは放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業と合わせて保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業でございますけれども、今回賃金改善を行うというところに対しての支給でございますけれども、この上乘せ改善がなされたのかということの確認はどのように行うのか。

そしてまた、例えばこの保育士・幼稚園教諭等につきましては、保育士等となっておりますけれども、これは正規・非正規、あるいはまた保育士の場合は有資格者・無資格者というふうにあるわけでございますけれども、いわゆる保育士とか保育補助等があるわけでございますけれども、この対象というのは、どこまでが対象になっているのかお伺いしたいと思います。

○福祉課長（木村勝志君） まず、家計急変住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業の家計急変世帯についてでございますが、家計急変につきましては、今説明資料にありますとおり、先ほど議員からもありましたとおり、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められるものとなりますので、基本的には申請をしていただくという形になります。この住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきましては、世帯全員が非課税に相当する非課税の場合が対象となりますので、それぞれ個人ごとに、対象者がどれくらい収入があるかということと比較していくこととなりますが、基準額といたしましては、単身または扶養親族がいない場合が収入ベースで93万円、配偶者、扶養親族が1名いる場合は収入ベースで137万8,000円、それぞれ基準額がございますので、ここを見てそれぞれ収入の見込み調書を出していただきますので、そこで審査をして決定をするということになります。

家計急変世帯を620世帯見込んだところでございますが、その上に住民税非課税の見込みで6,192世帯とございます。おおむねこの1割ということと620世帯と見込んだところでございます。

処遇改善の確認方法でございますが、各施設から本事業における賃金改善計画書を提出してもらうことになっております。その中で、施設全体の計画を提出してもらうとともに、職員別の内訳として各職員への支給計画をしてもらうことになっております。また、実績報告書の中でも同様の書類を提出してもらうこととなっておりますので、各職員にそれぞれ幾ら支給がされたのかということを確認するというようにしております。

対象につきましては、法人役員を兼務する施設長は除きますが、各施設に勤務する全ての職員が対象になるということとございますので、非正規、正規を問わず、あと職種も問わず、全ての職員が対象になるということとございます。

○20番（福重彰史君） もう一回確認ですけれども、この保育士・幼稚園教諭等処遇改善あるいは放課後児童支援員等の処遇改善、これについてはいわゆる全職員が対象になるんだということですね。それと併せて、最初の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業ですけれども、これにつきましては、620世帯についての根拠は6,812世帯のおおむね1割を見込んだということでしたけれども、今後、これは2月、3月ということですので、これにつきましては令和3年1月から令和4年9月までということですので、今後このあたりについては、非常に把握が難しい部分もあるのではないかとこのように思いますけれども、いわゆる一人も取りこぼしがないような対応ということからいったときに、今後これらに対するしっかりとした調査、審査というのは行われていくのか。それと併せて、この620世帯が増えた場合についての対応について伺いたいと思います。

○福祉課長（木村勝志君） 家計急変者に対しましては、まず周知をして、このような制度があ

るということをまず知っていただかないと申請がなされないかなと考えております。1月24日からホームページに掲載しまして、2月9日に使送便で給付金のチラシを班回覧するとともに、市報2月号に掲載したところでございます。また、しぶし生活自立支援センター「ひまわり」や社会福祉協議会の特例貸付相談窓口、生活保護の窓口、まるごと相談室で相談を受ける際も給付金を周知するとともに、各庁舎の福祉業務窓口にチラシ等も設置しております。併せまして、サポートしぶしアピアとかサンキュー、ニシムタなど、市報等を入れるところがあるんですけども、そちらのほうにも併せてチラシを配布しまして、いろんな方に知っていただいで申請していただければと考えております。

620世帯が増えた場合ということでございますが、次回の補正予算のところ、繰越予算という形で提案をすることでございますが、3月までに支給、この支援金自体も4月から6月にありますので、そこと9月までについてもございますので、その分は予算を繰越しさせていただきます、対応ができると考えております。

○議長（平野栄作君） ほかにございませんか。

○19番（小園義行君） この放課後児童支援員、今答弁がありましたけれど、23支援単位で数としたら何名ということになっているのかということが一つでございます。

そして、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善ですね、これは13園と5園ということで認定18園全てに対してということでございます。2月21日までが申請期限というふうに国はしているわけですね、当然そういうふうになっていると思うんですけど、そこで少しお伺いしたいのは、国が示しているそれによると、いわゆる配置基準上の職員分だというふうに理解をしているわけですけど、国がですね。子供がこれだけいるから、そこには1人の保育士が必要というその配置基準がありますね。その職員数でやった場合に、法人が少し多く抱えている場合があったりする。そういつたときに、その法人に全部100なら100やりますね。そうしたときに、その基準を超えているところの2人分とか3人分とかあった場合には、9,000円に届かないということが起こり得るわけですけど、そこらに対してはどういった形で、当然向こうが申請をした数しかやらないということでしょう。でも、これは基準上の職員分しか実際は上げていないわけですよ。そこについては、先ほど福重議員からもありました、きちんと現在いる全ての方が対象だとなるというんですけど、基準上の職員分だけだったら、これは少し9,000円に届かないというそういったことも起こり得るんだねと、法人にお任せするわけですので。そういうことは、ここの予算に計上されている分でないというふうに理解していいんですか。

○福祉課長（木村勝志君） まず、対象者につきましてですが、保育士・幼稚園教諭等処遇改善につきましては、全体で409人と把握しております。放課後児童支援員につきましては、全体で58人ということで認識をしております。

先ほどの支給につきましてですが、賃金改善はおおむね3%、9,000円相当となっておりますけれども、賃金改善の具体的な方法、あと個々の職員ごとの賃金改善につきましては、事業者の判断により決定するというようにされております。ただし、「特定の職員に合理的な理由なく偏

った賃金改善が行われぬように留意する」ということで言われております。この賃金改善につきましては、それぞれの施設に対しては賃金改善を行うこと、職員に対しましては賃金改善が行われていることを計画書の中のチェック項目で、職員に周知をしているかということもございしますので、それぞれ施設も理解し、職員の方も賃金改善が行われるというのを理解しているということになると考えております。

また、単価につきましては、予算説明資料の5ページに書いてございますが、保育士・幼稚園教諭等につきましては、補助基準額というのがございまして、定員区分、その施設に何人定員がいるのか、あとその中に、年齢ごとに何人年間平均の利用児童数があるのかということで、事業費が決定するということになってまいります。その分をまとめて申請していただきまして、その額以上の賃金改善を行ってもらおうということになっておりますので、その中で施設のほうで考えていただいて、全体的に全員には支給するということになっておりますので、そこをやっていただくということになろうかと考えております。

○19番（小園義行君） せっかくですね、こういう形でほかの産業から比べると大分低いと言われているこの保育士等々含めた放課後児童支援員も、ぜひ全員にそういう形がいきわたるような形で、最終的に実績報告書が上がってくるということでした。それぞれその保育士の経験とかいろんなことで賃金が違いますね。10人おられたら10通りだと思いますけれども、そうした中で3%程度の賃上げをやるというふうに当人たちは受けておられますので、ぜひそこは法人にお任せしてこうだということではなくて、全体としてそれだけの引上げがされるというようなものをしっかりと担保した形で、法人のほうにはしっかりやってほしいというそういう市としての考え方をこうだからというのを国に求めて、それがきちんと担保されているというふうに理解をしていいですよ。

○福祉課長（木村勝志君） 3%相当、9,000円相当の賃上げがされるということにつきましては、こちらから法人のほうに重々説明をしておりますので、また改めてそのことがなされるように、市のほうからも法人のほうに伝えていきたいと考えております。

○17番（小野広嗣君） ただいまの福重議員、小園議員からも出ていましたが、この処遇改善の件、おおむね理解をしたところでありますけれども、これまでもこういった政策が打ち出されていくとやはり事業者間の温度差というのがあって、そしてそこに対してどう本市として意識付けをしっかりとやっていくことが大事だろうというふうに思っているのですが、やはりこの仕事に携わっている人たちで、例えばそれぞれのこども園であれば、園ごとに連携が取れている場合があるんですね。そしてそこで働かれていますの方々によってのお友達であったり知り合いであったりすると。そこで温度差が出ていることが話題になっていくと、やはり変な雰囲気になっていくんですね。そういったことを考えていったときに、今、課長のほうからそれぞれ答弁をいただきましたけれども、事業計画を出す、そしてそれに則って動いていくわけですがけれども、最終的にはどういった判断をしたのかというのは、最終的な計画書を提出していただいて、結果を見るということになるわけですがけれども、結果を見て、指示はもうできないわけですよ。それを考えたとき

に、事前に今も議論が出ていたように、様々に議員の方々も心配をされているわけで、そこに対しての統一した意識付け、当然施設の側にも国からの情報というのは入っていますよね。それをどう受け止めるかというのは事業者のやはり判断なんです。そこに対しての意識付けをしっかりとやっていただきたいと思うのですが、どうなんでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、これは不公平感があってはなりませんので、事前に今おっしゃったようなことを含めて、しっかりと指導をしてまいりたいと考えております。

○17番（小野広嗣君） ぜひ、そのようにお願いしておきたいと思えます。

あと一点、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業ですけれども、これですね、いろんな御相談が入っていきまして、いわゆるこういった情報があまり入っていなかったがゆえに、この事業自体が「詐欺じゃないのか」とか、あるいは今度は逆に隣の大崎町であるとか東串良町のほうが、先にこの動きがあったんです。あったがゆえに「志布志市はこういうことをやらないのか」とか、あるいは「もし、やらないのであったら、こういった事業をやっていただくように市長に言ってよ」とか、そういったいろんな話が市中に出回っているわけですね。そういったことを考えたときに、そこにしっかりとした対応方を市としてしていただかないと、我々のところにもそういった問い合わせが結構来ているんですね。そこに対しての対応方は、これまでどうだったのかお示してください。

○福祉課長（木村勝志君） このことにつきましては、12月17日の全員協議会で説明させていただきました。専決処分を24日にしまして、それから取り組んでいるところでございます。

他市町に比べて、若干スタートがずれたというのは認識をしております。どうしてもシステムを入れる必要がありましたので、そこが1月末ぐらいにしかできないということで、そこで若干ほかのところと違うところもあったのかなとは考えております。ただ、システム改修を行ってからは、最短でできたかなとは考えています。2月7日に対象者のほうにそれぞれ郵送でお送りしておりますので、一応そこにつきましては、みんなで協力をして頑張ってきたと考えております。

周知につきましても、非課税世帯につきましては対象者がもう絞られておりますので、それで今手元に届いておりますが、家計急変につきまして今後周知を図りながら、必要な方に届けられるようにしていければと考えております。

○17番（小野広嗣君） こういった事業は有り難いと思うんですけれども、市民の中で正確な情報が入っていないと不安になってしまうわけですね。せっかくいい事業が、「これは詐欺じゃないのか」とか「だまされるんじゃないのか」とか、そういったことが決してあってはならないというふうに思います。

書類等と見ていくと、基本的には本人の直筆というふうになっていますよね。本人が書けない場合に代理人が書くということになっていて、代理人の場合は、その代理人のいわゆる代理人であるということを証明するものが必要になってくるというふうになるわけですが、これは代理人であっても、現実、もう本人が書いたようにして出すという人たちだけにいるんですね。

そういった出し方をしたときには、後で、それ違うんじゃないかとなったらどうするんだという心配とかですね、様々な現場があるんですよ。そこについてしっかりと対応できるように体制を組んでいってほしいというのが、僕の質疑の狙いですので、答弁をお願いします。

○福祉課長（木村勝志君） この給付金を支給するという形で、2月7日にそれぞれ対象者のほうに通知を行ったところでございますが、やはり分かりづらいということで、問い合わせもたくさん来ているというところでございます。また、郵送で返信される場合につきましても、やはり記入漏れがあったりという形で、いろんなことを書かなければいけないということで文字が小さくなったり、本当に必要事項をたくさん書かなければいけなかったりと、あと今回は口座の振込み手続きでなるべく負担をかけないようにということで、例えば生活保護、子育て世帯の臨時給付金、あと令和2年度に行いました特別定額給付金の口座を利用するという形で、もうあらかじめその口座を記載をさせていただいて、それでよければということとさせていただいたりということで、いろんな配慮は行ったところなんですけれども、今議員からありましたとおり、分かりづらい部分が多かったとは反省をしております。いろいろ問い合わせもございますので、そこにつきましては丁寧に行っておりますし、あと不備がある場合につきましても、こちらから電話をしまして、直接確認をさせていただくなどの対応を取っておりますので、今後ともそのような形を続けていきたいと考えております。

○議長（平野栄作君） ほかにございませんか。

○8番（野村広志君） 二点だけ確認をさせてください。まず、子育て世帯の臨時特別給付金の追加分についてのところでございます。この給付金事業について、国が様々な給付の在り方について二転三転したと、そういったことがあったわけですがけれども、昨年12月と今年1月に給付がされたということとありますけれども、これは一括給付等々について実施された自治体もあるようですがけれども、そういった議論がされたのかどうかというのが一点。

もう一点については、現金で支給するかどうかということも、様々な自治体で様々な議論がされたかと承知しておりますけれども、商品券等々についての議論はどのようになされたのか。そこについて、まずお聞かせください。

○福祉課長（木村勝志君） 今、議員からありましたとおり、様々な二転三転したところでございます。まずクーポンなのか現金なのか、一括なのか分けてなのかということがありまして、その都度、市長、副市長も含めまして庁内で協議をさせていただいたところでございます。

最終的には現金という形と、一括給付につきましても、時期がもうこちらのほうの準備を進めておりましたので、そこを一括給付にしたときに、もしエラーが発生したりとかした場合には、5万円の先行給付もできなくなるのではないかとということもありましたので、5万円を2回という形にさせていただいたところでございます。

○8番（野村広志君） 当局のほうでもいろいろ議論がされたということでしたので、では、12月また併せて1月ですけれども、給付率というのはもう出ておりますか。

○福祉課長（木村勝志君） まず本市におきましては、先行給付、追加給付をそれぞれ5万円ず

つ支給する方法と、10万円の一括という形も取ったところでございます。

まず、令和3年9月の児童手当の対象児童分と同児童手当の対象児童の兄弟・姉妹等の高校生世代がいる分、あと申請が必要となる高校生世代のみの世帯と公務員世帯のうち12月17日までに申請があった分につきましては、合計で4,400人を12月24日と1月21日に各5万円を支給いたしました。

また、10万円一括にしたパターンといたしましては、12月18日以降に申請があった分につきましては、2月10日までに申請があった分を2月18日までに4回に分けて451人分を支給いたしまして、現在4,851人分を支給しております。

対象児童につきましては、また申請時に対象になったり、こちらのほうでそれ以外の方につきましても申請書はお送りをしているんですけども、例えば、児童手当は別なところにいらっしゃる世帯主の方がもらわれたりとか、そういう形もありますので、実際には全体的にこの対象というのが確定できないところがございますが、12月8日時点で住民登録をされている対象児童から、先ほど言いました対象世帯を除いた方に全て案内を送付したところですが、その方が899人いらっしゃいまして、現在までに支給済みで768人、申請を受け付けて支給準備中が4人、受け付けて審査した結果、対象外であった方が69人の841人となっておりますので、送付したところの中では、今のところでは58人がまだ申請をされていないということでもありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、この方々が全て本市が支給する対象者ということではないというところがございます。

○8番（野村広志君） 今、細かくお聞かせいただきました。この58人の内訳が正確には分からない部分もあるということですか、そこは。

[木村勝志君「はい」と呼ぶ]

○8番（野村広志君） 先ほどもありましたとおり、誰一人取り残さないというようなことで市長も掲げられておられます。こういった国が子育て世帯への給付という形で制度を設けておりますので、しっかりとやはり状況把握されまして、対象者を誰一人取りこぼすことがないような給付に努めていただければなおお願いしておきたいと思えます。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、誰一人取り残さないまちづくりに取り組んでいくということで申し上げておりますので、そういうことがないように内部をしっかりと、内容をしっかりと精査して対応してまいりたいと思えます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

○13番（西江園 明君） 説明資料の5ページの保育士・幼稚園教諭等の処遇改善のことで、今ちょっといろいろ同僚議員の中でもやり取りがあったんですけど、まず一点目にお聞きしますが、今回この722万7,000円補正してありますけれども、これはここに書いてありますように、令和4年2月から3月までの間の2か月分というふうに理解していいのですか。

○福祉課長（木村勝志君） 今回の専決の補正予算（第11号）につきましては、2か月分ということでございます。

○13番（西江園 明君） 今回、国がこの分については処遇改善をなささいということで、国庫支出金として補助するということですが、先ほどのやり取りを聞いていると、結局法人というか園によって、それぞれ体力の差がありますよね。ですから、今回9,000円ずつ月額アップしなさい、アップ相当分を補助しますから、新年度の4月以降も、園としてはこの賃上げした基準に上げなさいという趣旨はそうかもしれないけど、体力差があってできないですよ。ですから、今課長が答弁した2か月分は、給料として追加するか、あるいは一時的な賞与というかボーナスがいいのか、それはそういう形で支給しても、その園としてはそれぞれの経営者ですから、法人に任せる、あるいは完全に給料として支給してしまえば、ずっとそれは続くわけですよ。すごく園としては負担になってくるわけですよ、それが果たしてできるかできないかというのは、その法人の体力差によると思います。ですから、そこまで給料を上げなさいとか、その支払い内容の仕方については、支給の内容については、行政はそこまでは関与しないんですか。できないんだと私は思うんですけど、その辺の考え方をまずお聞かせください。

○福祉課長（木村勝志君） 今ありましたとおり、4月以降をどうするのかという問題もございしますが、まず基本的には、基本給または毎月支払われる手当により、補助額以上の賃金改善を実施することとなっております。ただし、賃金を定める規定の改正に一定の時間を有することを考慮しまして、2月分、3月分は一時金により3月にまとめて支給することも可能とされております。また、4月以降は、基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当の影響を考慮しつつ、賃上げ効果の継続に資するよう最低でも賃金改善全体の3分の2以上を、基本給または毎月支払われる手当とすることが要件となっております。

併せまして、4月からの分につきましては、令和4年度の一般会計予算の中で、4月からまずは9月分まで同じような形で補助金として計上させていただいております。10月分以降につきましては、保育士・幼稚園教諭等につきましては、保育給付費という形で市が支払う分があるんですけども、この公定価格を見直す中で、このことができるような形で公定価格が上げられるのではないかと、今国がそれを検討しております。

また、放課後児童支援員につきましては、子ども・子育て支援交付金というのがございますが、そちらのほうで対応するということが国が検討しておりますので、基本的には公費で賄っていくんですけども、そこを園のほうには先ほど申し上げましたとおり、3分の2以上につきましては、賃金、決まって支払われる基本給とか手当にしてくださいということをお願いしているところでございます。

○13番（西江園 明君） では、今回のこの数字について、4月以降は行政というか国を含めて市も、こういうふうに別途補助していくんだということは、今3分の2の云々とおっしゃいましたけど、それについて今後も支援をしていくんだということは伝えていくということですか。確認です。

○福祉課長（木村勝志君） 4月以降につきましても、まず9月までは全額国費でということがもう決まっております、予算も計上させていただいております。10月以降につきましては、今

申しました給付費、あと交付金等で対応するというところでございますので、そこにつきましては園のほうに伝えておりました、10月以降のことにつきましては、まだ検討中でございますので伝えておりませんが、当然4月以降も賃金改善が確実に行われるように、園のほうで対応してもらおうような形で伝えているところでございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

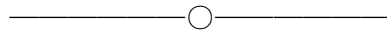
○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第1号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。



日程第9 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

（八代誠君退場）

○議長（平野栄作君） 日程第9、同意第1号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げ

同意第1号、監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして説明を申し上げます。

本案は、令和4年2月11日をもちまして、任期が満了しました福重彰史氏の後任として、八代誠氏を議会議員のうちから選任する監査委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第1号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号は、同意することに決定しました。

（八代誠君入場）

—————○—————

○議長（平野栄作君） お諮りします。本日、野村広志議員ほか1名から発議第1号、広報等調査特別委員会の設置についてが提出されました。本議案を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号を日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（平野栄作君） お諮りします。追加日程第1、発議第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

追加日程第1 発議第1号 広報等調査特別委員会の設置について

○議長（平野栄作君） 追加日程第1、発議第1号、広報等調査特別委員会の設置についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○8番（野村広志君） ただいま議題となりました発議第1号、広報等調査特別委員会の設置について趣旨説明を申し上げます。

賛成者は、志布志市議会議員、市ヶ谷孝議員であります。

提出の理由は、市議会だよりなどの議会広報を通して、志布志市議会の活動状況を広く地域住民に周知し、住民の議会に対する理解と関心を高めることを目的とし、特別委員会を設置しようとするものであります。名称は、広報等調査特別委員会、委員の定数は6名、調査期間は調査終了までの継続調査として、設置の根拠、目的、調査内容につきましては、配布してあるとおりであります。

以上で、趣旨説明を終わります。御賛同方よろしくお願いいたします。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

発議第1号について、設置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は、原案のとおり設置することに決定しました。

—————○—————

○議長（平野栄作君） お諮りします。ただいま設置されました広報等調査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布した名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。したがって、広報等調査特別委員会の委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、広報等調査特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において広報等調査特別委員会を招集いたします。

これより第一委員会室で、広報等調査特別委員会を開きます。

ここで、しばらく休憩いたします。

—————○—————

午前11時04分 休憩

午前11時12分 再開

—————○—————

○議長（平野栄作君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

広報等調査特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長に市ヶ谷孝君、副委員長に稲付洋平君。以上であります。

—————○—————

日程第10 閉会中の継続調査申出について

○議長（平野栄作君） 日程第10、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

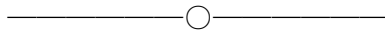
配布してある文書写しのとおり、議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出がありました。

お諮りします。議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申出のとおり、

閉会中の継続調査とすることに決定しました。



○議長（平野栄作君） 以上で、本臨時会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、令和4年第1回志布志市議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前11時14分 閉会